

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例のパブリックコメントの実施結果等について

令和2年8月21日
畜産課

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例について、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

1 実施結果

- (1) 意見募集期間 令和2年7月22日（水）から8月5日（水）まで15日間
- (2) 周知方法
- ・新聞広告、県ホームページへの掲載
 - ・県内主要箇所（県民参画協働課、各総合事務所、市町村窓口等）でのチラシの配架
 - ・和牛生産者及び関係者との意見交換会（県内3か所）
- (3) 意見受付件数 9件（9名）

2 主な意見と対応方針

主な意見	対応方針等
既に県有種雄牛の精液は県外流出しているので、遺伝資源を保護する体制の整備は必要。	条例の制定で終わることなく、機会を捉えて継続的な周知を図り、県外流出させない意識を高めていく。
この条例で、今年4月から遺伝資源保護を目的に県と生産者、関係者が交わしている契約に対する理解の促進につながる。	遺伝資源が知的財産であるとの考え方や保護する必要性について、継続して浸透を図っていく。
県産和牛のブランド化に資するような条例にしてほしい。	遺伝資源の保護だけでなく、販路拡大の促進、産肉能力向上や研究開発等、県産和牛の振興計画にも取り組むこととしている。
国による法改正に併せて所有権を留保する契約を既に交わしているが、加えてこの条例を制定する意義はあるのか。	条例には、県有種雄牛の遺伝資源を守り、和牛産産を振興させていくという意識を県民で共有する目的があり、その周知を図っていく。
全国和牛登録協会の高等登録※の第1号だった栄光号は我が国の和牛改良に大きく貢献した歴史がある。しっかり説明してほしい。	栄光号や気高号の全国の和牛改良への歴史的な貢献について、表現を検討する。

※高等登録＝（公社）全国和牛登録協会が行う黒毛和牛の登録制度の中でも、より厳しい条件（血統、体格審査、繁殖成績など）に適合した牛に与えられる登録。

3 今後の予定

- 令和2年 9月：9月議会でパブリックコメント等の意見を踏まえた最終条例案を提案
令和2年10月：9月議会で可決後公布し、周知を図る。